

入札公告

平成25年12月20日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 前田 豊

1 競争入札に付する事項

件名及び数量

「所内LANクライアント用パーソナルコンピュータの賃貸借」56台

2 競争参加資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」において、関東甲信越地域の競争参加資格を現に有する者とする。
- (4) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

3 入札説明会

日時：随時（平日9時～12時、13時～17時）

場所：〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

TEL：044-865-6111 FAX：044-865-6116

4 入札及び開札

(1) 入札書の提出

入札書は郵送又は入札会場への持参により受け付ける。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るもので開札日（平成26年1月27日）の11時までに必着のこと。

郵送先：〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

(2) 入札及び開札の日時、場所

日時 平成26年1月27日（月）14：00

場所 〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所管理棟1階会議室

※入札者が開札に立ち会わない場合には、FAXにて結果をお知らせします。

5 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要。

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

以 上

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
「所内LANクライアント用パーソナルコンピュータの賃貸借」56台
- (2) 仕様書
別紙のとおり
- (3) 借入期間
平成26年4月1日から平成30年3月31日

2 入札心得

- (1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した価格により入札を行う。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって、当法人の規程に定めるところにより予定価格の制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低価格の入札者を落札者とする。
※入札書の金額は消費税込みの額(本件の履行にかかる費用の総額に100分の8を乗じた金額を加えた額)を記載すること。
- (3) 入札書の形式は別添様式とし、入札書の必要事項を記入のうえ封筒に入れ、封筒の3箇所代表者印を押印して提出すること。
- (4) 封筒の表面に「所内LANクライアント用パーソナルコンピュータの賃貸借」と記載すること。
- (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
- (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。
- (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
- (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
なお、入札者が開札に立ち会わない場合、再度入札には参加できない。

3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札公告2(3)の競争参加資格を有することを証明する書類(競争参加資格の写し)を入札時まで提出しなければならない。なお、郵送の場合は入札書に同封してもよい。

以 上

平成 年 月 日

入 札 書

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

件名

「所内LANクライアント用パーソナルコンピュータの賃貸借」56台

本件につき、下記の金額にて入札いたします。

記

入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			,			,			

(税込)

(担当者氏名)

(TEL)

(FAX)

所内LANクライアント用パーソナルコンピュータ賃貸借契約仕様書

1. 賃貸借物件

パーソナルコンピュータ及び付属機器 56式（設置作業、契約終了時の撤去作業、賃貸借期間中の修理対応等も当該賃貸借料を含む）

2. 借入期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日（48ヶ月）

3. 機器の構成

- ・ パーソナルコンピュータ本体（以下PCと記す。キーボード、マウスを含む）
- ・ 液晶ディスプレイ（以下ディスプレイと記す）
- ・ ソフトウェア（オペレーティングシステム、オフィスソフト及びメールクライアント）
- ・ 無停電電源（以下UPSと記す）

4. 機器の仕様

(1) PCの仕様

項目	仕様
CPU	インテル製第四世代 Core i3 3.3GHz と同等以上の性能を有する CPU
CPU 二次キャッシュ	3MB 以上搭載
メインメモリ	8GB 以上実装していること。
ハードディスク	シリアル ATA、容量 320GB 以上（未フォーマット時）、回転速度 7200rpm 以上の HDD を 1 台本体内に内蔵すること。
グラフィック解像度	1920×1080 ピクセル、約 1600 万色表示可能であること。
光学式ドライブ	DVD スーパーマルチドライブ（または上位互換）を有すること。
キーボード	USB 接続の OADG キーボード（109A）もしくは JIS 標準配列 109 キーボードを有すること。
マウス	USB 接続の光学式スクロールマウスであること。
サウンド	サウンド機能を有すること。
ネットワーク	Wake up LAN 対応 Gigabit Ether を有すること。
インターフェースポート	ネットワーク デジタル RGB（DVI-D）24 ピンまたは DisplayPort USB3.0 …計 4 ポート以上 USB2.0 …計 6 ポート以上 （※USB3.0 または 2.0 のうち 4 ポート以上を本体前面に有すること。）

省エネルギー規格	グリーン購入法に適合すること。
電磁妨害波規格	VCCI クラス B であること。
筐体	スリムタワー型またはデスクトップ型（縦置き及び横置きができること）

(2) ディスプレイの仕様

項目	仕様
方式	ノングレア 23 インチ以上の IPS 方式のカラー液晶であること。
対応機種	デジタル RGB (DVI) 端子または DisplayPort を有する DOS/V 機に使用可能であり、必要な接続ケーブルを有すること。
表示画素数	最大 1920×1080 ドットを表示可能であること。
表示色	約 1600 万色表示可能であること。
輝度	250cd/m ² 以上であること。
コントラスト	1000:1 以上であること。
入力信号周波数	水平 31.0～82.3kHz 以上、垂直 50～75Hz 以上の範囲に対応可能なこと。
視野角度	上下左右 160 度以上を有すること。
応答速度	8ms 以下 (GtoG) であること。
信号入力端子	デジタル RGB (DVI) 24 ピン端子または DisplayPort を有すること。
調節機能	画面サイズ、位置、色、明るさ、コントラストの調節が可能であり、かつ、画面位置、画質の自動調節機能を有すること。
角度調節	画面角度を上下方向に調節できる機能を有すること。
省エネルギー規格	国際エネルギースタープログラムに適合していること。
電磁妨害波規格	VCCI クラス B または MPR-II 規格相当に準拠すること。

(3) ソフトウェアの仕様

項目	仕様
オペレーションシステム	Microsoft Windows 7 Professional 64 ビット日本語版（最新セキュリティパッチ適用済み）がプリインストールされていること。
オフィスソフトウェア	Microsoft Office Home and Office 2013 がプリインストールされていること。
メールクライアント	ジャストシステム製 Shuriken（納入時点での最新バージョン）が納入時において導入されていること。

(4) UPS の仕様

項目	仕様
バックアップコンセント	3口以上有すること。
バッテリー稼働時間	PC 本体, LCD (今回の納入品) ならびに外付け HDD1~2 台 (今回の納入対象外) を接続した状態で、10 分以上バックアップ電源にて稼働可能なこと。
バッテリー交換	電源供給状態にてバッテリー交換が可能であること。
バッテリー寿命	通常の使用において、2 年以上ないし 4 年以上。バッテリー寿命が 2 年以上 4 年未満である場合は、賃貸借期間中に交換バッテリーの供給並びに、交換済みバッテリーの引き取りを行うこと。その費用は賃貸借費用に含むものとする。
管理ソフトウェア及び接続ケーブル	<ol style="list-style-type: none"> 1. 納入する PC ならびに OS にて稼働可能な管理ソフトウェアならびに接続ケーブルが添付されていること。 2. 自動シャットダウン機能が作動する際に Windows Update の更新プログラムをインストールせずにシャットダウンする仕組みを有していること。 3. 設置時に PC と UPS が接続され、管理ソフトウェアでの制御が有効になっていること。

5. 納入場所及び納入期限

納入物品については、次に示す場所に期限までに納入することとし、納入に関しては当研究所担当職員とスケジュール等を調整した上で行うこと。

(1) 納入場所

神奈川県川崎市多摩区长尾 6-21-1
独立行政法人労働安全衛生総合研究所 登戸地区 研究本館

(2) 納入期限

平成 26 年 4 月 1 日には稼働できる状態にあること。

6. 初期設定作業

(1) 設定内容は概ね以下を予定している。詳細及び仕様書に記載のない事項については、担当職員と打ち合わせの上、実施計画書を提出し、承諾を得ること。

また、設定費用にかかる費用は貸借料に含み、納入・設定にあたり発生した不具合については受注者が対応すること。

引渡時のネットワーク端末の管理に必要な情報は速やかに提出すること。

① 登録作業

- ・ 使用者識別シールの貼り付け作業
- ・ アドミニストレーターパスワード、ホスト名、ログインアカウント、パスワ

ード等の設定

② LAN 設定作業

- ・ IP アドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイ、DNS の設定作業
- ・ Active Directory への参加作業

③ その他の設定

- ・ その他詳細の内容は、発注台数の作業範囲内で担当職員と協議をすること。

(2) ソフトウェア等のインストール

- ① 3 (3) に記載の OS 及びソフトウェアを、すべて正常に動作するようインストールを行うこと。また、導入後の運用において不具合が発生した場合についても担当職員と協議の上、改善に努めること。
- ② 事前作業については、受注者側で作業場所を確保すること。なお、賃貸借開始期間までに筐体の設定作業を完了すること。

(3) コンピュータの設置

- ① 指定された場所への設置ならびに、ネットワーク及び電源への接続作業を行うこと。
- ② ユーザー立ち会いの下、ユーザーID・パスワードによるログインを行い、ウィルスバスターCorp.のインストールが正常に行われることを確認すること。(設置当日に立ち会いが不可能なユーザーについては不要)。

7. 確認作業

- (1) 確認作業については担当職員と協議の上、以下の内容について実施する。
 - ① クライアント単体での動作試験
 - ② ネットワーク接続試験
- (2) その他の内容については担当職員と協議の上実施する。
- (3) 性能を確認するために必要な装置、工具等は受注者側が用意すること。

8. 保守・メンテナンス等のサポート体制

- (1) 故障時における連絡窓口は一本化し、連絡先を明示すること。
- (2) 保守を委託する業者はプライバシーマーク又はISMSの認証資格を有していること。
- (3) 賃貸借期間全期間にわたり、ハードウェア及びモニターについては平日午前9時から午後5時までの間に電話等で故障等の連絡を受けた日の翌日までに、出張修理による対応を行うこと。ただし、翌日が土曜、日曜及び祝祭日に当たる場合には直後の営業日とする。出張修理で対応できず引き取り修理を行う場合には5営業日以内に復旧し、返却すること。
- (4) キーボード及びマウスについても保障の対象とし、ピックアップ修理、 SEND バ

ック修理あるいは交換を行うこと。また、上記修理にかかる運送費は無償とすること。

- (5) (受注者の故意または重大な過失によるものを除き) 修理に掛かる費用はあらかじめ保守費用として賃貸料に含むこととし、個々の修理において追加費用は生じない形態の契約とすること。
- (6) ハードウェアの交換修理の場合、交換されたハードディスクに記録されたデータを復旧できないように消去し、消去方法を明示したデータ消去証明書等を提出すること。

9. 契約期間満了後の機器の取り扱い

- (1) 賃貸借契約満了後は、返却に伴う機器の解体、搬出及び廃棄にかかる全ての費用は受注者側にて負担すること。なお、上記作業にかかる費用の中にはデータの消去も含み、データ消去の方法は物理的に破壊、又は復旧できないよう消去し、消去方法を明示したデータ消去証明書等を提出すること。
- (2) 搬出については担当職員とスケジュール等を調整した上で行い、その費用についても含めること。
- (3) 上記作業終了後は、作業報告書を提出すること。
- (4) 返却機器に起因する、個人情報等の情報漏洩に関する一切の責任は受注者側が負うものとする。

10. 守秘義務

- (1) 本業務にて知り得た情報は、本業務を遂行するためにのみ使用し、他の目的で使用したり、外部に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本業務について管理規定を設け、保管・管理を行い、個人情報等の流出を防止する責を負うこと。なお、設定した管理規定は担当職員の承認を得ることとし、必要に応じどの実施状態を監査できることとする。

11. その他

- (1) 入札に参加する者は、納品を予定している機器、及び7(2)で示す保守を委託する業者の有資格が当方の求めている仕様を満たしているか確認する必要があるため、機器の名称、仕様等を示した資料、及び認証資格の写しを平成26年1月20日(月)までに提出すること。
- (2) 賃貸借物品は同一メーカーの同一機種とすること。また、保守用部品に関してはリース期間中メーカーによる同一部品の供給が受けられるものであること。
- (3) 納入設置に伴い、建物その他を汚染、損傷の内容十分注意し、毀損を与えた場合は原則として同一材料で速やかに補修すること。
- (4) 納入設置に伴い発生する屑材等は、構外抛出处分とし、本費用に含めること。
- (5) その他、本仕様書に疑義が生じた場合には、担当職員及び受注者双方でその都度協議すること。